

百四十五	国民健康保険保険給付費等交付金ガイドラインについて	一六二二
百四十六	国民健康保険の保険料の還付及び還付加算金の取扱いについて	一六四〇
百四十七	「三ツポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について	一六四二
百四十八	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について	一六四三
百四十九	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について	一六四六
百五十	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令の施行について	一六四七
百五十一	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令の施行について	一六四八
百五十二	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令の施行について	一六四九
百五十三	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行等について	一六五〇

百五十一 国民健康保険給並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

最終改正 昭和二十六年六月二四日保発第 四七号
平成三年三月二日保発第〇三三二第四号

地方税法の一部改正により今般国民健康保険税が創設され、なお本年度から国民健康保険関係の会計を事業及び直営診療施設の二勘定に区分することとしたのであるが、これが取扱いについては、別紙のとおりであるから、貴管下保険者に対する財務上の指導にあつては、万漏漏のないよう配慮を煩わしたい。

おつて、昭和二十四年二月二十五日保発第七号都道府県知事宛保険局長通知よう（財務の取扱）及び昭和二十六年四月一日付保発第三二号通知ようは廃止する。

なお、本件については、地方財政委員会事務局と協議済であるから念のため申し添える。

別紙

（A）市町村の場合

市町村にあつては、地方自治法並びに地方財政法の規程に基づいてこれを取り扱つべきであるが、なお、左記の点に留意されたいこと。

記

第一 予算の編成

一 事業勘定関係

（一）国民健康保険税（保険料）は、当該年度の初日における療養の給付に要する費用の総額（一部負担金を含

む。以下同様）の見込額の百分の七十に相当する額とすること。但し、右の一部負担割合を五割とした場合であるから、一部負担割合の異動に伴い適宜変更すること。

- （二）保険者が一部負担金を徴収する場合、その額は（一）における療養の給付に要する費用の見込額に一部負担割合を乗じて得た額を超えないこと。
- （三）補助金、寄附金、繰入金及び雑収入は、過大に見積らないこと。
- （四）市役所（役場）費は、なるべく当該年度の初日における療養の給付に要する費用の見込額の百分の十以内に止めることが適当であること。
- （五）保険給付費は、実績を基礎とし、且つ、将来の増減を正確に見積りこれを計上すること。実績のない場合は、条件の似た保険者の実績を参考とすることが適当であること。
- （六）保健施設費は、（一）における療養の給付に要する費用の見込額の百分の十程度を計上することが適当であること。
- （七）予備費は、（一）における療養の給付に要する費用の見込額の百分の五以上を計上することが適当であること。

と。なお、一部負担金の窓口払を規定する場合には、右の割合を適宜減額して差し支えないこと。

(ウ) 予算科目の概目は、別表(1)の例によること。

二 直営診療施設勘定関係

(イ) 歳入第一款 第一項に計上する額は、事業勘定歳出第二款中療養給付費のうち、直営診療施設を利用する自己に属する被保険者に対する給付費の額と同額とすること。

(ロ) 歳入第二款 一部負担金は一部負担金窓口払の場合のみ計上するもので、自己に所属する被保険者に対する療養の給付費の見込額に一部負担割合を乗じた額とすること。

第二 準備金

市町村の準備金の積立額は、決算上剰余金を生じた場合において、地方財政法第七条の規定による地方債の償還財源に充当すべきものを控除した額の範囲内において過去三年間における保険給付費の平均額の百分の五以上に相当する額が適当であること。但し、事業開始後三年までの積立金については左の方法によること。

(イ) 初年度においては、その年度の保険給付費支出額の百分の五以上に相当する額

(ロ) 第二年度においては、初年度の保険給付費支出額を一年度分の額に換算した額と、第二年度分に保険給付費支出額との合算額の二分の一の額の百分の五以上に相当する額

(ハ) 第三年度においては、初年度の給付費支出額を一年度分の額に換算した額と、第二年度の保険給付費支出額と

十一 予算科目の概目は別表(2)の例によること。特に必要がある場合には概目に掲げるものの外に適宜設けることができること。

第二 予算の執行

一 収入は、納入告知書を発し、これにより収入すること。

二 収入の所属年度は、左によること。

イ 法令をもって、納期を定めてある収入は、その納期末日の属する年度

ロ 随時の収入で納入告知書を発する者は、その納入告知書を発した日の属する年度

ハ 随時の収入で納入告知書を発しないものは、領収した日の属する年度。但し、組合債(社団法人にあつては借入金)補助金及び着附金の類にあつては、その収入を予算した年度の属する年度

二 一部負担金については、前二号にかかわらず、その収入すべき事実の生じた日の属する年度。但し、請求書に二年度に亘る事実の記載があることにより、所属年度を区分し難い場合においては、その後位の年度の属する年度

三 支出の所属年度は、左によること。

イ 職員給、旅費その他の給与の類は、その支給すべき事実の生じた日の属する年度。但し、別に定まつた支払期日があるときは、その支払期日の属する年度

ロ 物件の購入代金の類は、契約した日の属する年度。但し、契約により定めた支払期日のあるときは、その支払期日の属する年度

第三年度分の保険給付費支出額との合算額の三分の一の額の百分の五以上に相当する額

(B) 組合、社団法人の場合においては、法令に別段の規定あるものの外、左記により取り扱うこと。

記

第一 予算の編成

一 保険料その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は、これを予算に計上すること。

二 収入特に補助金、繰越金及び過年度収入は過大に算積らず、確実な基礎によりこれを計上すること。

三 一部負担金収入については、市町村の例(第二予算の編成(イ)参照)によること。

四 準備金の利子は、原則として準備金に繰入れること。但し、準備金が法定額に達した場合においては、この限りでないこと。

五 事務所費については、市町村の例(第二予算の編成(ロ)参照)によること。

六 保険給付費については、市町村の例(第二予算の編成(ハ)参照)によること。

七 保健施設費については、市町村の例(第二予算の編成(ニ)参照)によること。

八 予備費については、市町村の例(第二予算の編成(イ)参照)によること。

九 予算の更正又は追加は年度経過後においては、これを行わないこと。

十 予算の様式は、地方自治法施行規則第十四条に規定する様式に準ずること。

ハ 保険給付費は、その支給すべき事実の生じた日の属する年度。但し、請求書に二年度に亘る事実の記載があるために、所属年度を区分し難い場合にあつては、その後位の年度の属する年度

二 組合債(社団法人にあつては借入金)の元利金の類で、支払期日の定まつているものはその支払年度の属する年度

ホ 積立金、負担金、寄附金の類は、積立又は支払を予算した年度

ヘ 前各号に掲げるものを除く外は、すべて支払命令を発した日の属する年度

四 歳計剰余金は、なるべく多額を準備金に積立てること。この場合は、翌年度の収入予算に編入することなく、決算剰余金処分により、直ちにこれを積立てること。

五 年度始めにおいて、その年度に属する支払上の現金に不足のある場合においては、前年度の収支剰余金を以て、支払にあてることができること。但し、右は前年度の支払に支障のない限度においてこれをなすこと。

六 一時借入金をすることのできる限度は、毎年度組合会(社団法人にあつては社員総会又はこれに代わるべき会議)の議決を経ること。

七 費目挪用又は予備費充当は、必要の都度必要額に限り、出納閉鎖期日までこれを行うことができること。

八 遠隔の地において支払をなす経費、旅費、訴訟費用、前金支払でなければ購入又は借入の契約をすることが困難なものについては、概算払をすることができること。

九 誤収入又は過収入は、これを収入した科目から払い戻

- すこと。
 - 十 誤払若しくは過払又は概算払は、これを支出した科目に戻入すること。
 - 十一 出納閉鎖期日後の収入支出は、これを現年度の収入支出とすること。
- 前項の戻入金で出納閉鎖期日後に処理することになったものも、また、同様であること。

第三 決算の調整

- 一 決算は、出納閉鎖期日を経過したときは、なるべく速やかにこれを調整すること。
- 二 決算は、予算と同一の区分により、これを調整すること。
- 三 歳計剰余金の処分は、決算とは別個の議案として議決を経ること。
- 四 会計年度経過後において、収入を以て支出にあてると不足のあるときは、翌年度の収入を繰上げ、これに充当できること。但し、この場合においては、その充当に要する額を次により、これを翌年度予算に計上すべきこと。なお右の充当に関する一切の措置は、出納閉鎖期日までに終了すべきはもちろんであること。
 - イ 必ず追加予算として計上すること。
 - ロ 収入は適当な財源を求め計上すること。
 - ハ 支出は、その繰上充当額を予算科目の諸支出金中「前年度支出繰上充当額」の項及び目を設け計上すること。

第四 財源

- 一 準備金の積立については、市町村の例（第二準備金の

- ロ 収入調定簿
- ハ 過誤納金整理簿及び過誤払金整理簿
- ニ 費目流用簿及び予備費充当簿
- ホ 物品購入簿
- ヘ 備品台帳
- 七 会計事務の整理に遺漏のないようにするため「別紙」の規定例により、会計事務規程を定めること。この場合において、特別の事由ある組合（社団法人）は、その実情によりこの規程例の規定の一部を変更して、これを定めてもよいこと。
- 八 証拠書類は、後日査問に便利のため、種目毎に整理編綴し、文書保存に関する規定に定める期間これを保存すること。

積立金参照)によること。

- 一 準備金を有価証券をもって保有する場合、その積立金額は、額面金額をもって計算すること。
- 三 重要な財産の処分方法につき、認可を受けた後、これを実行したときは、速やかにその結果を報告すること。
- 四 準備金、土地、建物、機械器具等のような主要な財産に関する台帳を備えること。

第五 会計事務

- 一 収支の命令者と現金出納者とは同一人に兼務させないこと。
 - 現金出納を事務員に行わせる場合においても、収支の命令及び通帳、印鑑等の保管は、理事がこれに当ること。
- 二 支払余裕金は、日常の支払に必要なものを除く外、郵便局等に預入しておくこと。
- 三 歳入簿、歳出簿及び現金出納簿の記入は、即日これをして、且つ、その記入を誤まらないよう注意すること。
- 四 歳入簿、歳出簿及び現金出納簿には、月計及び通計を記載すること。
- 五 現金出納簿には、準備金その他の財産に属する出納を記載しないこと。但し、準備金を繰替使用する場合及びその戻入をする場合においては、その受払につき記載すること。
- 六 国民健康保険法施行規則第三十二条の規定による歳入簿、歳出簿及び現金出納簿の外、左の帳簿を備えること。
 - イ 収入原簿

別表(1)

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (市町村)

事業勘定
歳入

款	項	目
1 国民健康保険料(税)	1 国民健康保険料(税)	1 一般被保険者国民健康保険料(税) 2 退職被保険者等国民健康保険料(税)
2 一部負担金	1 一部負担金	1 一般被保険者一部負担金 2 退職被保険者等一部負担金
3 分担金及び負担金	1 分担金 2 負担金	1 何費分担金 1 何費負担金
4 使用料及び手数料	1 使用料	1 健康管理センター使用料 2 何使用料

2 手数料	1 総務手数料 2 督促手数料
5 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
6 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金
7 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金
8 都道府県支出金	1 都道府県負担金
	1 療養給付費等負担金 2 高額医療費共同事業負担金 3 特定健康診査等負担金
	1 何費補助金 2 財政調整交付金 3 国民健康保険特別対策費補助金
	1 療養給付費等交付金
	1 前期高齢者交付金
	1 前期高齢者交付金
	1 高額医療費共同事業負担金 2 特定健康診査等負担金

1464

	2 都道府県補助金	1 何補助金 2 都道府県財政調整交付金
	3 広域化等支援基金支出金	1 交付金
9 連合会支出金	1 連合会補助金	1 健康管理センター整備費補助金
10 共同事業交付金	1 共同事業交付金	1 高額医療費共同事業交付金 2 保険財政共同安定化事業交付金
11 財産収入	1 財産運用収入 2 財産売払収入	1 財産貸付収入 2 利子及び配当金 1 不動産売払収入 2 物品売払収入
12 寄付金	1 寄付金	1 一般寄付金 2 何寄付金
13 繰入金	1 他会計繰入金	

	2 基金繰入金	1 一般会計繰入金 1 何基金繰入金
	3 直営診療施設勘定繰入金	1 直営診療施設勘定繰入金
14 繰越金	1 繰越金	1 何繰越金
15 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 一般被保険者延滞金 2 退職被保険者等延滞金 3 一般被保険者加算金 4 退職被保険者等加算金 5 過料
	2 預金利子	1 預金利子
	3 受託事業収入	1 特定健康診査等受託料
	4 雑入	1 滞納処分費 2 弁償金 3 違約金及び延納利息

1465

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

15 市町村債	1 市町村債	4 小切手未払資金組入 5 一般被保険者第三者納付金 6 退職被保険者等第三者納付金 7 一般被保険者返納金 8 退職被保険者等返納金 9 雑入
	2 広域化等支援基金貸付金	1 市町村債 1 広域化等支援基金貸付金

歳入予算に係る節の区分(市町村)

目	節	摘要
1 一般被保険者国民健康保険料(税)	医療給付費分現年課料(税)分 後期高齢者支援金分現年課料(税)分 介護納付金分現年課料(税)分 医療給付費分滞納繰越分 後期高齢者支援金分滞納繰越分	節の記載がない各目については、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた区分によること。

2 退職被保険者等国民健康保険料(税)	介護納付金分滞納繰越分 医療給付費分現年課料(税)分 後期高齢者支援金分現年課料(税)分 介護納付金分現年課料(税)分 医療給付費分滞納繰越分 後期高齢者支援金分滞納繰越分 介護納付金分滞納繰越分
1 一般被保険者一部負担金	現年分 滞納繰越分
2 退職被保険者等一部負担金	現年分 滞納繰越分
1 何費分担金	
1 何費負担金	
1 健康管理センター使用料	保健指導使用料 健康増進指導使用料 検診使用料
2 何使用料	

111 国民健康保険税並びに会計中勘定割込に伴う財務の取扱いについて

1 総務手数料			
2 督促手数料			
1 療養給付費等負担金	現年度分 過年度分		
2 高額医療費共同事業負担金			
3 特定健康診査等負担金			
1 何費補助金	何費補助金		
2 財政調整交付金			
3 国民健康保険特別対策費補助金			
1 療養給付費等交付金	現年度分 過年度分		
1 前期高齢者交付金	現年度分 過年度分		
1 高額医療費共同事業負担金			
2 特定健康診査等負担金			
1 何補助金	何費補助金		
2 都道府県財政調整交付金			
1 交付金			
1 健康管理センター整備費補助金			交付金
1 高額医療費共同事業交付金			
2 保険財政共同安定化事業交付金			
1 財産貸付収入			
2 利子及び配当金			
1 不動産売却収入			
2 物品売却収入			
1 一般寄付金			
2 何寄付金			
1 一般会計繰入金			保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 基準超過費用繰入金 職員給与費等繰入金 出産育児一時金等繰入金 財政安定化支援事業繰入金 その他一般会計繰入金
1 何基金繰入金			何基金繰入金
1 直営診療施設勘定繰入金			直営診療施設勘定繰入金

1	何繰越金
1	一般被保険者延滞金
2	退職被保険者等延滞金
3	一般被保険者加算金
4	退職被保険者等加算金
5	過料
1	預金利子
1	特定健康診査等受託料
1	滞納処分費
2	弁償金
3	違約金及び延納利息
4	小切手未払資金組入
5	一般被保険者第三者納付金
6	退職被保険者等第三者納付金
7	一般被保険者返納金
8	退職被保険者等返納金
9	雑入
1	市町村債
1	広域化等支援基金貸付金

歳出

款	項	目
1	総務費	
	1	総務管理費
		1 一般管理費
		2 連合会負担金
	2	徴税费
		1 賦課徴収費
		2 納税奨励費
		3 滞納処分費
	3	運営協議会費
		1 運営協議会費
2	保険給付費	
	1	療養諸費
		1 一般被保険者療養給付費
		2 退職被保険者等療養給付費
		3 一般被保険者療養費
		4 退職被保険者等療養費
		5 審査支払手数料
	2	高額療養費
		1 一般被保険者高額療養費
		2 退職被保険者等高額療養費
		3 一般被保険者高額介護合算療養費
		4 退職被保険者等高額

1468

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

	3	移送費	類介護合算療養費	5	老人保健拠出金	
			1 一般被保険者移送費		1	老人保健拠出金
			2 退職被保険者移送費			1 老人保健医療費拠出金
						2 老人保健事務費拠出金
	4	出産育児諸費	1 出産育児一時金	6	介護納付金	
			2 助産給付費		1	介護納付金
			3 助産費			1 介護納付金
	5	葬祭諸費	1 葬祭給付費	7	共同事業拠出金	
			2 葬祭費		1	共同事業拠出金
						1 高額医療費共同事業拠出金
	6	育児諸費	1 育児給付費			2 保険財政共同安定化事業拠出金
			2 育児手当金			3 高額医療費共同事業事務費拠出金
	7	何々	1 何々			4 保険財政共同安定化事業事務費拠出金
						5 その他共同事業事務費拠出金
3	後期高齢者支援金等			8	保健事業費	
	1	後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金		1	特定健康診査等事業費
			2 後期高齢者関係事務費拠出金			1 特定健康診査等事業費
4	前期高齢者納付金等				2	保健事業費
	1	前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金			1 保健衛生普及費
			2 前期高齢者関係事務費拠出金			2 疾病予防費
					3	健康管理センター事業費
						3 何々

1469

9 基金積立金	1 基金積立金	1 施設管理費
		2 保健指導事業費
10 公債費	1 公債費	3 健康増進指導事業費
		4 検診事業費
		5 施設整備費
11 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 何基金積立金
		1 元 金
		2 利 子
		3 公債諸費
		2 広域化等支援基金償還金
11 諸支出金	2 延滞金	1 広域化等支援基金償還金
		1 一般被保険者保険税還付金
		2 退職被保険者等保険税還付金
		3 小切手支払未済償還金
		4 一般被保険者還付加算金
		5 退職被保険者等還付加算金

12 予備費	3 繰出金	1 延滞金
		1 一般会計繰出金
		2 直営診療施設勘定繰出金
	1 予備費	1 予備費

直営診療施設勘定
歳入（款項の区分及び目の区分）

款	項	目	
1 診療収入	1 入院収入	1 国民健康保険診療報酬収入	
		2 社会保険診療報酬収入	
		3 後期高齢者診療報酬収入	
		4 その他の診療報酬収入	
		5 一部負担金収入	
		6 標準負担額収入	
		7 介護報酬収入	
	2 外来収入	1 国民健康保険診療報酬収入	
		2 社会保険診療報酬収入	
		3 後期高齢者診療報酬収入	
		4 その他の診療報酬収入	
		5 一部負担金収入	
		6 介護報酬収入	
	3 その他の診療収入	1 諸検査等収入	
	2 分担金及び負担金		

3 使用料及び手数料	1 分 担 金	1 何 費 分 担 金
	2 負 担 金	1 何 費 負 担 金
4 国庫支出金	1 使 用 料	1 何 使 用 料
	2 手 数 料	1 文 書 料
5 都道府県支出金		2 何 手 数 料
	1 国庫補助金	1 施設整備費補助金
6 財産収入	1 都道府県補助金	2 何 補 助 金
	1 財産運用収入	1 何 補 助 金
7 寄付金	1 財産売却収入	1 財産貸付収入
	2 財産売却収入	2 利子及び配当金
8 繰入金	1 寄 付 金	1 不動産売却収入
		2 物品売却収入
		1 何 寄 付 金

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金	2 何会計繰入金
	3 事業勘定繰入金	1 何基金繰入金
9 繰越金	1 繰越金	1 事業勘定繰入金
10 諸収入	1 現金利子	1 繰越金
	2 受託事業収入	1 預金利子
	3 雑収入	1 特定健康診査等受託料
		1 弁償金
		2 違約金及び延納利息
		3 小切手未払資金組入れ
		4 雑収入
11 市町村債	1 市町村債	1 市町村債

直営診療施設
歳入(節の区分)

目	節	摘要
1 国民健康保険診療報酬収入	現年分 未収繰越分	
2 社会保険診療報酬収入	現年分 未収繰越分	
3 後期高齢者診療報酬収入	現年分 未収繰越分	
4 その他の診療報酬収入	現年分 未収繰越分	
5 一部負担金収入	医療給付分現年分 介護給付分現年分 医療給付分未収繰越分 介護給付分未収繰越分	
6 標準負担額収入	医療給付分現年分 介護給付分現年分 医療給付分未収繰越分	

1472

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

7 介護報酬収入	介護給付分未収繰越分 現年分 未収繰越分
1 国民健康保険診療報酬収入	現年分 未収繰越分
2 社会保険診療報酬収入	現年分 未収繰越分
3 後期高齢者診療報酬収入	現年分 未収繰越分
4 その他の診療報酬収入	現年分 未収繰越分
5 一部負担金収入	医療給付分現年分 介護給付分現年分 医療給付分未収繰越分 介護給付分未収繰越分
6 介護報酬収入	現年分 未収繰越分

1 諸検査等収入	
1 何費分担金	
1 何費負担金	
1 何手数料	
1 文書料	
2 何手数料	
1 施設整備費補助金	
2 何補助金	
1 何補助金	
1 財産貸付収入	
2 利子及び配当金	
1 不動産売払収入	
2 物品売払収入	
1 何寄付金	
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金
2 何会計繰入金	何会計繰入金
1 何基金繰入金	何基金繰入金
1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金
1 繰越金	繰越金
1 預金利子	
1 特定健康診査等受託料	市町村国保分 市町村国保以外分

1473

1	弁償金
2	違約金及び延納利息
3	小切手未払資金組入れ
4	雑入
1	市町村債

歳出

款	項	目
1	総務費	
	1	施設管理費
		1 一般管理費
		2 連合会負担金
	2	研究研修費
		1 研究研修費
2	医療費	
	1	医療費
		1 医療用機械器具費
		2 医療用消耗機材費
		3 医療用衛生材料費
		4 寝具費
		5 何々
	2	給食費
		1 給食用器具費
		2 給食用賄材料費
3	施設整備費	
	1	施設整備費
		1 施設整備費

4	基金積立金	1	基金積立金	1	何基金積立金
5	公債費	1	公債費	1	元金
				2	利子
				3	公債諸費
6	諸支出金	1	償還金	1	償還金
				2	小切手支払未済償還金
		2	繰出金	1	一般会計繰出金
				2	事業勘定繰出金
7	予備費	1	予備費	1	予備費

別表(2)

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (組合)

事業勘定

歳入

款	項	目
1	国民健康保険料	
	1	国民健康保険料
2	一部負担金	
	1	一部負担金
3	分担金及び負担金	
	1	分担金
		1 何費分担金
	2	負担金
		1 何費負担金
4	使用料及び手数料	
	1	使用料
		1 健康管理センター使用料
		2 何使用料
	2	手数料
		1 総務手数料
		2 督促手数料
5	国庫支出金	
	1	国庫負担金
		1 国民健康保険組合事務費負担金

2 国庫補助金

		1	国民健康保険組合療養給付費補助金等
		2	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金
		3	国民健康保険組合特定健康診査等補助金
6	前期高齢者交付金		
		1	前期高齢者交付金
7	都道府県支出金		
		1	都道府県補助金
			1 前期高齢者交付金
			1 国民健康保険組合特定健康診査等補助金
			2 何補助金
8	共同事業交付金		
		1	共同事業交付金
			1 高額医療費共同事業交付金
9	財産収入		
		1	財産運用収入
			1 財産貸付収入
			2 利子及び配当金
		2	財産売却収入
			1 不動産売却収入
			2 物品売却収入
10	寄付金		

11 繰入金	1 寄付金	1 一般寄付金
		2 何寄付金
	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金
12 繰越金	2 準備金繰入金	1 準備金繰入金
	3 直営診療施設勘定繰入金	1 直営診療施設勘定繰入金
	1 繰越金	1 何繰越金
13 諸収入	1 延滞金、加算金及び過怠金	1 延滞金
		2 加算金
		3 過怠金
	2 預金利子	1 預金利子
	3 雑入	1 滞納処分費
		2 弁償金
		3 違約金及び延納利息
		4 小切手未払資金組入
		5 第三者納付金

14 組合債	1 組合債	6 返納金
		7 雑入
		1 組合債

歳入予算に係る節の区分(組合)

目	節	摘要
1 国民健康保険料	医療給付費分現年分 後期高齢者支援金分 現年分 介護納付金分現年分 後期高齢者組合員分 現年分 医療給付費分滞納繰 越分 後期高齢者支援金分 滞納繰越分 介護納付金分滞納繰 越分 後期高齢者組合員分 滞納繰越分	
1 一部負担金	現年分 滞納繰越分	
1 何費分担金		
1 何費負担金		
1 健康管理センタ ー使用料		
	保健指導使用料	

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

2 何使用料	健康増進指導使用料 検診使用料
1 総務手数料	
2 督促手数料	
1 国民健康保険組 合事務費負担金	現年度分 過年度分
1 国民健康保険組 合療養給付費補助 金等	国民健康保険組合療 養給付費補助金 国民健康保険組合後 期高齢者支援金補助 金 国民健康保険組合病 床転換支援金補助金 国民健康保険組合老 人保健医療費拠出金 補助金 国民健康保険組合介 護納付金補助金
2 国民健康保険組 合出産育児一時金 等補助金	出産育児一時金補助 金 高額医療費共同事業 補助金
3 国民健康保険組 合特定健康診査等 補助金	

1 前期高齢者交付 金	国民健康保険組合特 定健康診査等補助金 現年度分 過年度分
1 国民健康保険組 合特定健康診査等 補助金	国民健康保険組合特 定健康診査等補助金
2 何補助金	何費補助金
1 高額医療費共同 事業交付金	
1 財産貸付収入	
2 利子及び配当金	
1 不動産売却収入	
2 物品売却収入	
2 一般寄付金	
1 何寄付金	
1 一般会計繰入金	一般会計繰入金
1 準備金繰入金	準備金繰入金
1 直営診療施設勘 定繰入金	直営診療施設勘定繰 入金
1 何繰越金	
1 延滞金	
2 加算金	

3	過怠金	
1	預金利子	
1	滞納処分費	
2	弁償金	
3	違約金及び延納利息	
4	小切手未払資金組入	
5	第三者納付金	
6	返納金	
7	雑入	
1	組合債	

歳出

款	項	目
1	組合会費	1 組合会費
2	総務費	1 総務管理費 1 一般管理費 2 連合会負担金 2 徴収費 1 賦課徴収費 2 納入奨励費 3 滞納処分費 3 運営協議会費 1 運営協議会費 4 趣旨普及費

3 保険給付費

1	療養諸費	1 趣旨普及費 1 療養給付費 2 療養費 3 審査支払手数料
2	高額療養費	1 高額療養費 2 高額介護合算療養費
3	移送費	1 移送費
4	出産育児諸費	1 出産育児一時金 2 助産給付費 3 助産費
5	葬祭諸費	1 葬祭給付費 2 葬祭費
6	育児諸費	1 育児給付費 2 育児手当金
7	何々	1 何々
4	後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等 1 後期高齢者支援金

5	前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	2 後期高齢者関係事務費拠出金		1 保健衛生普及費 2 疾病予防費 3 何々
6	老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	1 前期高齢者納付金 2 前期高齢者関係事務費拠出金		1 施設管理費 2 保健指導事業費 3 健康増進指導事業費 4 検診事業費 5 施設整備費
7	介護納付金	1 介護納付金	1 老人保健医療費拠出金 2 老人保健事務費拠出金	10 積立金	1 積立金 1 特別積立金 2 準備金積立金 3 何積立金
8	共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	1 介護納付金	11 組合債費	1 組合債費 1 元金 2 利子 3 組合債諸費
9	保健事業費	1 特定健康診査等事業費 2 保健事業費	1 高額医療費共同事業拠出金 2 高額医療費共同事業事務費拠出金 3 その他共同事業事務費拠出金	12 諸支支出金	1 償還金及び還付加算金 1 保険料還付金 2 償還金 3 小切手支払未済償還金 4 還付加算金 2 延滞金

〔附表〕

何々市、町、村、(組合、社団法人名) 昭和何年度保
険税(保険料)算定の基礎

第一 世帯主数及び被保険者数

世帯主 何人
被保険者 何人

昭和何年何月何日現在
(又はその何分増、若しくは何分減)

第二 療養の給付費 円

被保険者一人につき年額 円の割
(昭和何年度実績)

第三 保険税(保険料)

総額 円

内訳 所得割総額 円 %
資産割総額 円 %
被保険者均等割総額 円 %
世帯別平等割総額 円 %

1 世帯主一人当り保険税(第十)年額
2 被保険者一人当り 円

〔別紙〕

何国民健康保険組合(何社団法人国民健康保険部) 会計
事務規程例

〔何〕国民健康保険組合(何社団法人国民健康保険
部) 会計事務規程

第一条 この組合(社団法人)の会計事務は、法令その他別
段の規定のある場合を除く外、この規程によりこれを処理
しなければならない。

13 予備費	3 繰出金	1 繰出金
	1 予備費	1 一般会計繰出金 2 直営診療施設勘定 繰出金
		1 予備費

第二条 この組合(社団法人)に左の帳簿を備える。

- 一 歳入簿 第一号様式
- 二 歳出簿 第二号様式
- 三 現金出納簿 第三号様式
- 四 収入原簿 第四号様式
- 五 収入調定簿 第五号様式
- 六 過誤納金整理簿 第六号様式
- 七 過誤払金整理簿 第六号様式
- 七 費目流用簿 第七号様式
- 八 予備費充当簿 第七号様式
- 八 物品購入簿 第八号様式
- 九 財産台帳 第九号様式
- 十 備品台帳 第十号様式

2 前項第一号乃至第八号の帳簿は、会計年度毎にこれを調製する。

第三条 収入は、第十一号様式による納入告知書によつてこれをしなければならない。但し、納入告知書を発することのできないものについては、第十二号様式による収入調書を作成しなければならない。

第四条 収入した納入告知書及び前条但書の規定による収入調書は、即日これを種目毎に区分し第十三号様式による収入集計表を附さなければならない。

第五条 督促状は、第十四号様式によらなければならない。

第六条 支出を要するときは、理事長(常務理事)は、その請求書に、請求書のないものは第十五号様式による支出調書を作成し、これに款項種目を朱書し調印しなければならない。但し、請求書で種目の同じものにあつてはこれを集

111 国民健康保険税並びに会計中勘定制設に伴う財務の取扱について

第一号様式

歳 入 簿

第何款何々第何項何々第何目何々

年月日	摘要	予算額	調定額	収入額	未収入額	予算額と収入額との差
		円	円	円	円	円

備考 1 この帳簿は予算の種目毎に口座を設けること。
2 この帳簿は収入集計表毎に記載すること。

第二号様式

歳 出 簿

第何款何々第何項何々第何目何々

年月日	摘要	予算額	支出額	予算残額
		円	円	円

備考 1 この帳簿は、予算の種目毎に口座を設けること。
2 この帳簿は、請求書又は支出決算書毎に記載すること。
3 この帳簿の末尾に左の様式による一時借入金及び準備金繰替使用の部並びに収支差引残の部を設けること。
なお、収支差引残の部には日計額を記載すること。

附 則
この規程は、昭和 年 月 日よりこれを施行する。

- 合し支出調書により支出してもよい。
- 第七条 支出をしたときは領収書を徴しなければならない。
但し、郵便切手、収入印紙等の類で領収書を徴することのできないものについては、この限りでない。
- 2 前項の場合にあつては、理事長(常務理事)が支出証明をしなければならない。
- 第八条 仮払は、精算書を徴しなければならない。
- 第九条 収入中誤納又は過納のあるときは、第十六号様式による還付告知書により還付しなければならない。
- 2 支出中誤払又は過払のあるときは、第十七号様式による返納告知書によりこれを返納させなければならない。
- 第十条 会計に関する諸帳簿書類の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、二線を劃してその右側又は上位に正書し、その削除にかかる文字は明に読むことのできる字体を残さなければならない。
- 第十一条 歳入簿、歳出簿、現金出納簿その他、計算の連続する帳簿に誤記を発見したときは、最終記帳の次にその事由を記載して計算を更正し、その誤記の箇所には計算を更正した年月日を朱書しなければならない。

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

第四号様式

世帯番号		世帯主たる被保険者名				世帯主たる被保険者数			
		級	被保険者数	変更年月	等	級	被保険者数	級	被保険者数
変更年月	等	級	被保険者数	変更年月	等	級	被保険者数	級	被保険者数
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									

備考 1 等級を設けないときは、「等級」欄には記載しない。
 2 保険料及び一部負担金（療養担当者の徴収に係るものを除く。）の収入原簿はこの式により調製すること。

第三号様式

現金出納簿

年月日	科目	摘要	摘要	受	払	残
				円	円	円

一時借入金及準備金繰替使用

年月日	摘要	借入額	返還額	未返還額
		円	円	円

収支差引残

年月日	摘要	収入額	収入計額	支出額	支出計額	差引残
		円	円	円	円	円

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

第六号様式

過誤納金整理簿
過誤納金の部

理事長	常務理事	事務担当者	選付告知書発布年月	収入原簿番号	領収年月日	還付額	摘要	納入	還付年月日	科目

過誤払金の部

理事長	常務理事	事務担当者	還納告知書発布年月	番号	支出年月日	返納額	摘要	返納入	返納年月日	科目

第七号様式

費目流用、予備費充当簿

常務理事	理事	事務担当者	流用又は充当年月日	流用又は充当増減別	流用又は充当項目	現在予算残高	流用又は充当額	差引予算残高	流用又は充当する事由	歳入簿登記

収入原簿 (乙)

番号	調定金	領収年月日	督促年月日	摘要	納入者氏名

備考 保険料及び一部負担金以外の収入原簿は、この様式により種目別に別冊又は口座別として調製する。

第五号様式

収入調定簿

理事長	常務理事	事務担当者	調定年月日	摘要	調定額	歳入簿登記
			昭和 年 月 日	何某外何名分 何月分保険料	円 1,200.00	印
			昭和 年 月 日	何某何月分保険料 調定誤謬につき更正	△ 1.00	印

備考 この帳簿は種目毎に口座を設けること。

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱について

第九号様式 財産台帳

準備金の部		現在			備考
年月日	摘要	増減額	額計		
			現金	有価証券	計

- 備考 1 「増減額」欄の減は、朱書又は△印を附すること。
 2 「現在額」の「有価証券」欄には、額面額を記載すること。
 3 「備考」欄には、保険給付費用前三年度平均額を記載して置くこと。

有価証券の内訳

種類	記号 番号	額面額	購入 年月日	購入価格	売却又は 償還年月日	売却又は 償還価格	備考

機械器具の部

番号	品名	数量	価額	取得年月日	喪失年月日	備考

備考 「価格」欄には購入に係るものはその代価を寄附に係るものは受入当時の見積価格を記載すること。

土地の部

所在	種類	反別又は坪数	買収金	得喪年月日 及び事由	用法

第八号様式

物品購入簿

理事長	常務理事	事務担当者	発注月日	品目	数量	価格		納入氏名	受入月日	支払月日
						単価	金額			

111 国民健康保険税並びに会計中勘定制設に伴う財務の取扱いについて

第十一号様式 (甲)

納 入 告 知 書

整理番号	第 号	納付者	目	
昭和 年度	款	項	目	

納付額 円

昭和何年何月分保険料 (又は何々)

上記金額を昭和 年 月 日限り、

この組合に納付されたい。

昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏 名 ㊦

領 収 書

整理番号	第 号	納付者	目	
昭和 年度	款	項	目	

金 円

昭和何年何月分保険料 (又は何々)

上記金額を領収した。

昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏 名 ㊦

第十号様式

備 品 台 帳

年月日	摘	要	受	払	残

備考 この帳簿は、種類別に口座を設けること。

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

第十二号様式

収入調書

昭和	年度	(款)	(項)	(種目)	月	日	収入
金		額	摘	要	納	入	収入原簿番号
		円					

備考 療養担当者において徴収した一部負担金については納入欄に徴収者である療養担当者に記載すること。

第十三号様式

収入集計票

理事	常務	事務	昭和	年月	日	収入
長	理	担	年	月	日	収入
和	事	当	度			(種目)
金	理	者	(款)	(項)		
			円			「何月分保険料」 (又は何々)
						「何通」
現金出納簿登記 ①						
収入原簿登記 ②						
歳入簿登記 ③						

備考 この票は、適当な色紙を使用すること。

第十一号様式(乙)

納入告知書

整理	番号	第	号	納	付	者
昭和	年度	一部	負担	金	一部	負担
		金			金	
						現
						年
						度
						分

金 円

内 訳

金	額	療	養	給	付	年	月	納	付	額	被	保	険	者	名	備	考
	円									円							

上記金額を昭和 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏 名 ④

領 収 書

整理	番号	第	号	納	付	者
昭和	年度	一部	負担	金	一部	負担
		金			金	
						一
						部
						負
						担
						金

金 円

上記金額を領収した。

昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏 名 ④

備考 市町村は条例に規定し、市町村民税の徴収令書の様式に準じ適宜作製して差し支えない。

111 国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱いについて

第十五号様式 (甲)

支出調書			
理事長	常務理事	事務担当者	目
			科 (款) (項) (種目)
昭和	年	月	日
支			現金出納簿登記 ㊦
出			歳出簿登記 ㊦
支			支出総額
一金			
内 訳 (請求書何通)			
支	出	額	摘
			要
			債
			主

第十五号様式 (乙)

支出調書						
理事長	常務理事	事務担当者	目			
			科 (款) (項) (種目)			
昭和	年	月	日			
支			現金出納簿登記 ㊦			
出			歳出簿登記 ㊦			
支			支出総額			
金「貳千円也」						
上記の内「金壹千参百拾円也」						
内 訳						
支出額 (療給 交付 費)	右記の中 債主の徴 収せる一 部負担金 額	差引 要交 付額	摘要	債主	附 記	
					療養給付費 に對する一 部負担金 額	債主の過徴金 に基く過額納 入金額

備考 この書は療養担当者において一部負担金を徴収する場合の診療報酬請求書につき使用する。

第十四号様式 (甲)

督促状

昭和 年 月 日

殿

下記金額を昭和 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

第 号	昭和	年度	(款)	(項)	(種目)
昭和	年	月	分	保険料額	金

「何」国民健康保険組合理事長 氏 名 ㊦

備考 この書は、規約例第三条の規定による督促に使用すること。

第十四号様式 (乙)

督促状

昭和 年 月 日

殿

下記金額を昭和 年 月 日限りこの組合に納付されたい。

指定期間を過ぎ完納しないときは直ちに財産の差押をする。

第 号	昭和	年度	(款)	(項)	(種目)
昭和	年	月	分	保険料(税)額	金

「何」国民健康保険組合理事長 氏 名 ㊦

備考 この書は、国民健康保険法第八条第二項の規定による督促につき使用すること。

国民健康保険料(税)の所得割額の算定及び介護保険料の算定については、基本的には前年度の基礎控除後の総所得金額等を基に行っているところであり、国民健康保険料(税)及び介護保険料(以下「国保料等」という)の賦課後に所得の更正が行われた場合には、市町村において課税台帳等を確認の上、国保料等の減額・増額変更(更正)の処理が行われているところであるが、今般の年金記録問題に関し、社会保険庁での年金記録の名寄せ作業や総務省に設置されている「年金記録確認第三者委員会」による年金保険料納付記録の確認等により、年金記録が訂正され、年金受給額が増額する場合や年金の受給資格が確認され新たに年金を受給することとなる事例が生じており、それに伴い、国保料等も変更(更正)する必要が生じている場合もあるところである。

増額した又は新たに受給することとなった年金(以下「増額年金等」という)については、「当初から正しい納付記録に基づき年金支給が行われた場合の本来の支払期月」に所得が発生したものと取り扱われることとされているため、過年度の所得が増額更正されれば、それに対応して国保料等も増額変更(更正)されることとなる。(ただし、二年の消滅時効(国民健康保険法は三年)があるため、それ以前の国

(平成一九年二月二八日老介発第三三八〇号・保国発第三三八〇二号)

保料等について変更(更正)されることはない。)

については、年金記録問題に関連し、年金受給額が増額する場合や年金の受給資格が確認され新たに年金を受給することとなった場合で、現年度分、過年度分の国保料等が増額変更(更正)される者に対しては、年金記録問題に対する社会的な情勢を勘案し、下記の点に留意の上、適切な対応がなされるよう、県管内保険者及び関係機関に対する周知徹底、指導に遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 一 国保料等の変更(更正)理由に関する照会が多くなることが予想されるため、その際には所得の更正と国保料等との関係について十分に被保険者への説明を行うこと
- 二 国保料等の変更(更正)額が大きい場合の納付については、状況に応じて分割納付を認めるなど適宜配慮すること
- 三 変更(更正)した国保料等の納付が分割納付等で法定納付期限より遅れた場合の延滞金について、納付相談等により、今般の年金記録問題の関係で増額年金等を受けることとなったという事実が把握でき次第、国民健康保険料及び介護保険料については条例等、国民健康保険税

第十六号様式

送付告知書 昭和 年 月 日

殿

この組合につき下記金額を受領されたい。

第 号	昭和 年度	「何々」但し「何々」により還付	名
金 額			氏

「何」国民健康保険組合理事長 氏

受領告知書 昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

住所

氏 名

下記の金額を受け取りました。

第 号	昭和 年度	「何々」但し「何々」により還付	名
金 額			氏

備考 番号は収入原簿による原番号を記入すること。

第十七号様式

返納告知書 昭和 年 月 日

殿

下記金額を昭和 年 月 日限りこの組合に返納されたい。

第 号	昭和 年度	「何々」但し「何々」により返納	名
金 額			氏

「何」国民健康保険組合理事長 氏

受領告知書 昭和 年 月 日

「何」国民健康保険組合理事長

氏 名

下記の金額を受け取りました。

第 号	昭和 年度	「何々」但し「何々」により返納	名
金 額			氏

百二十二 年金記録の訂正により年金受給額が増額された者等に係る国民健康保険料(税)等の変更(更正)の取扱いについて